

平成29年度射水市看護学生修学資金貸与生募集要項
(修学資金貸与制度の概要)

1 目的

将来、射水市民病院に看護職員として勤務しようとする看護学生に対し、修学資金を貸与することにより修学を支援し、射水市民病院における看護職員の確保を図ることを目的としています。

2 応募資格

- ・文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した保健師・看護師養成所(以下「養成施設」という。)に在学する者で、卒業後射水市民病院(以下「市民病院」という。)で勤務することを志望する者
- ・射水市内に居住する者(専ら修学のため、市外に居住している者を含む)、または射水市内の養成施設に在学する者
- ・他の奨学金を受けていないこと

3 募集人数

7名以内

4 修学資金の貸与額

月額50,000円

5 貸与期間

貸与決定のときに定める月(原則として4月)から在学している養成施設を卒業する日の属する月まで。

6 貸与金の返還の免除

最終年次に看護師(保健師)国家試験に合格し、卒業後射水市民病院において5年間看護職員として業務に従事したときは、貸与した修学資金の全額を免除します。

7 返還の猶予

貸与を受けた者が次の事由に該当するときは、その事由が継続する間は貸与した修学資金の返還を猶予します。

- (1)養成施設を卒業後、市民病院において看護職員として業務に従事しているとき。
- (2)養成施設を卒業後さらに他の養成施設において修学しているとき。
- (3)その他やむを得ない事由のあるとき。

8 返還

(1)返還事由

貸与を受けた者が次の事由に該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金は返還しなければなりません。

- ① 退学等により修学資金の貸与を取り消されたとき。
- ② 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師の免許を取得できなかったとき。
- ③ 養成施設の卒業後直ちに看護職員として市民病院に採用されなかったとき。
- ④ 市民病院において、5年間看護職員として業務に従事する前に退職したとき。
- ⑤ 市民病院において、看護業務以外の理由により死亡したとき。

(2) 返還方法

上記の返還事由が生じた月の翌月から起算して5年以内において、半年賦又は年賦による均等返還(利子は付さない)。ただし、繰上返済をすることを妨げない。

9 貸与の申請

修学資金の貸与を受けようとする者は、「看護学生修学資金貸与申請書(様式第1号)」に養成施設の長の推薦調書(様式第2号)を添え、市民病院経営管理課に申請してください。

10 連帯保証人

申請時に2名申し出なければなりません。(うち1名は申請者と生計を別にする者)

11 貸与申請書受付期限

平成29年5月19日(金)必着

12 被貸与者の決定

学業成績等を考慮し、面接選考、適性検査等を行った上で被貸与者を決定し、本人に通知します。

なお、被貸与者とならなかった者に対しても、その旨を通知します。

13 提出・問合せ先

〒934-0053

射水市朴木20番地

射水市民病院 経営管理課

TEL:0766-82-8100 FAX:0766-82-8104